

平成21年6月
警察庁交通局

「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案」等に対する意見の募集結果について

警察庁において、平成21年3月27日から同年4月25日までの間、「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案」等に対する意見の募集を行ったところ、「三輪の自動車の区分の見直し」について、243件の御意見を頂きました。

「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令」及び「車体の構造上その運転に係る走行の特性が二輪の自動車の運転に係る走行の特性に類似するものとして内閣総理大臣が指定する三輪の自動車を定める内閣府告示」が平成21年6月22日に公布されるに当たり、頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方を次のとおり公表いたします。

1 意見を募集した命令等の題名

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成21年内閣府令第33号）

車体の構造上その運転に係る走行の特性が二輪の自動車の運転に係る走行の特性に類似するものとして内閣総理大臣が指定する三輪の自動車を定める内閣府告示（平成21年内閣府告示第249号）

2 命令等の案を公示した日

平成21年3月27日

3 頂いた御意見及び御意見に対する警察庁の考え方

頂いた御意見及び御意見に対する警察庁の考え方は、別紙1のとおりです。

頂いた御意見については、必要に応じ、整理・要約した上で掲載しています（頂いた御意見については、整理・要約をしていないものを警察庁情報公開室において閲覧に供します。）

なお、今回の改正の内容に対する御意見以外の御意見については、今後の参考とさせていただきます。

4 頂いた御意見を考慮した結果

頂いた御意見を踏まえ、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案を別紙2のとおり修正することとしました。

5 参考

頂いた御意見の総数 243件

（内訳）

電子メール 103件

F A X 13件

郵 送 3件

直接持参（代表者による持参を含みます。） 124件

「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案」等に対する御意見及び御意見に対する警察庁の考え方について

「三輪の自動車の区分の見直し」について頂いた御意見及び御意見に対する警察庁の考え方は次のとおりです。

1 自動車の区分の見直しについて

この観点からは、

三輪の自動車を購入した後に二輪免許を取得した。その運転特性は非常に二輪の自動車に近い。改正案に賛成である。

との御意見があった一方で、改正に反対する立場から次のような御意見がありました。

改正を中止すべきである。

今回改正を行うのであれば、輸入販売を行う段階で規制をかけるべきだったのではないか。

今回の見直しの対象となる三輪の自動車は安定性があり、運転特性が二輪の自動車に近いとの意味が不明である。

なぜ、ピアaggio社製車両のみが今回の改正の対象となるのか。不公平である。

(二輪の自動車とみなされることとなる要件の一つである)車輪接地部中心点を通る直線の距離の要件については、600mmとした方が安全性が増すと思われる。

改正を中止すべきであるとの御意見、今回改正を行うのであれば、輸入販売を行う段階で規制をかけるべきだったのではないかと御意見や今回の見直しの対象となる三輪の自動車は安定性があり、運転特性が二輪の自動車に近いとの意味が不明であるとの御意見がありました。

自動車は、道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第2条に規定する車体の大きさ等を基準として、普通自動車、大型自動二輪車、普通自動二輪車等に区分されます。三輪の自動車は、側車付きの二輪の自動車に該当しない限り、これまでの道路交通法施行規則では、普通自動車等に区分されることとなり、今回、自動車の区分の見直しを行う三輪の自動車についても、普通自動車として取り扱ってきました。

しかし、三輪の自動車の中にも、二輪の自動車に類似するものがあり、相当数、公道上を走行している実態にありました。このため、普通自動車と二輪の自動車を運転することができる運転免許を保有する、技能試験官及び白バイ乗務員(経験者を含みます。)計19名が二輪の自動車に類似すると思われる三輪の自動車(排気量250cc、500cc)を運転し、この三輪の自動車の運転に係る走行の特性を調査した結果、確認を行ったすべての者が、二輪の自動車又はそれに近いと回答しています。

このような三輪の自動車については、道路交通の安全を確保する観点から、その運転に二輪免許を要することとするなど、道路交通法上、その適正な取扱いを図る必要があると認められたことから、今回、車体の構造上その運転に係る走行の特性が二輪の自動車の運転に係る走行の特性に類似する三輪の自動車を二輪の自動車とみなす(以

下、この二輪の自動車にみなされる三輪の自動車を「特定二輪車」といいます。) こととする見直しを行うこととしたものです。

なお、国土交通省においても、特定二輪車に関し、二輪の自動車又は二輪の原動機付自転車の保安基準を適用するため、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成14年国土交通省告示第619号)の改正が行われています。

また、今回の改正の対象がピアッジオ社製車両のみで不公平であるとの御意見がありました。改正により、二輪の自動車とみなされることとなる三輪の自動車は、「車体の構造上その運転に係る走行の特性が二輪の自動車の運転に係る走行の特性に類似するものとして内閣総理大臣が指定する」とされており、その具体的な要件は、今回制定される内閣府告示において定められています。

その要件は、

- ・ 3個の車輪を備えていること。
- ・ 車輪が車両中心線に対して左右対称の位置に配置されていること。
- ・ 同一線上の車軸における車輪の接地部中心点を通る直線の距離が460ミリメートル未満であること。
- ・ 車輪及び車体の一部又は全部を傾斜して旋回する構造を有すること。

であり、これらすべての要件を満たす必要があります。

これらの要件を満たす場合には、ピアッジオ社製車両に限らず、他の三輪の自動車についても、二輪の自動車とみなされることとなります。

上記の車輪の接地部中心点を通る距離の要件については、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第2条の2(平成20年国土交通省告示第1217号により新設)においても、同一線上の車軸における車輪の接地部中心点を通る直線の距離が460ミリメートル未満であることが三輪の自動車に関し、二輪の自動車又は二輪の原動機付自転車の保安基準を適用とするための要件のひとつとされているところであり、今回、上記の要件を定めるに当たっても、これを参考としました。

2 施行日及び特例試験の期間について

この観点からは、次のような御意見がありました。

意見公募手続から施行までの期間が短い。

改正の対象となる三輪の自動車の運転者への周知が不十分な状況で改正を行うのは問題である。

試験の実施期間が6か月間では短い。

海外出張で試験が受験できない場合などの特例を認めて欲しい。

休日にも手続ができるようにして欲しい。

意見公募手続から施行までの期間や、改正の対象となる三輪の自動車の運転者への周知について御意見を頂きました。意見公募を実施した案では、「三輪の自動車の区分の見直し」に関する規定を6月1日に施行することとしていましたが、関係者に対して周知を行うことが重要であると認められたことから、周知期間を十分に確保するた

め、施行日を別紙2のとおり、9月1日に変更することとします。

また、意見公募を実施した案では、特定二輪車の運転に従事していた方が特定二輪車を持ち込んで受けることのできる運転免許試験（以下「特例試験」といいます。）を受けられる期間は施行後6か月間としていました。特例試験の実施期間が6か月間では短いといった御意見や海外出張で試験が受験できない場合などの特例を認めて欲しいとの御意見があり、これらを考慮し、別紙2のとおり、特例試験の実施期間を施行後1年間に延長することとします。これに伴い、普通自動車対応免許を二輪免許とみなし、二輪免許を取得するまで特定二輪車に限って運転することができる期間についても、施行後6か月間としていたところを、施行後1年間に延長することとします。一方で、休日に特例試験等の手続をすることについては、日曜日に行っている運転免許証の更新業務との関係からこれを実施することは体制上難しいと考えています。

3 特例試験について

この観点からは、

特例試験は、通常の二輪免許の試験と同様に厳しく試験すべきである。

との御意見があった一方で、改正に反対する立場から次のような御意見がありました。

特例試験を受験しなくても、現在、三輪の自動車を運転している者には継続して運転を認めるべきである。

特例試験の項目を更に減らすべきである。

特例試験に合格した場合は、三輪の自動車限定免許ではなく、通常のAT限定免許を付与すべきである。

特例試験のような、三輪の自動車を運転するための試験を新たに恒常的に実施すべきである。

特例試験の費用を無料とすべきである。

特定二輪車については、その運転に係る走行の特性が二輪の自動車の運転に係る走行の特性に類似していることから、今回の改正により、これを二輪の自動車とみなし、その運転に二輪免許を要することとしたものです。したがって、施行後、初めて特定二輪車を運転しようとする方は新たに二輪免許を取得することが必要であり、施行の際、現に普通自動車対応免許で特定二輪車の運転を行っている方についても、施行後は、二輪免許が必要となります。

しかし、施行の際、二輪免許を受けずに現に特定二輪車を運転している方については、これまで特定二輪車を運転していた事情を考慮し、施行後1年間、合格した場合に運転することのできる自動車を特定二輪車に限定する二輪免許（以下「特定二輪免許」といいます。）を交付する特例試験を実施することとしたものです。

特例試験を受験しなくても、現在、特定二輪車を運転している者には継続して運転を認めるべきとの御意見を頂きましたが、この特例試験は、現に特定二輪車を運転している方がこの車両を安全に運転することができるか否かを確認するものであり、この特例試験の受験までも免除することはできません。

一方、特例試験は、通常の二輪免許の試験と同様の試験を実施したり、新規に二輪免許を取得するような大きな負担を受験者に課したりするものではなく、技能試験の項目についても、特定二輪車の特性から、一本橋走行等の項目を免除することとしています。

しかし、特例試験の項目を更に減らすべきとの御意見については、特定二輪車を安全に運転することができるか否かを確認するためには、その他の項目は必要であり、これを免除することはできないものと考えております。

また、特例試験に合格した場合は通常のAT限定免許を付与すべきとの御意見を頂きましたが、特例試験においては、技能試験の項目を一部免除した上で、特定二輪車を用いて確認をしていることから、特例試験に合格した場合の運転免許は、運転することができる自動車を特定二輪車に限ることとしています。特定二輪車以外の二輪の自動車を運転することができるAT限定免許を交付することは、こうした二輪の自動車の技能試験を行っていないことから、できません。

特例試験のような、三輪の自動車を運転するための試験を新たに恒常的に実施すべきであるとの御意見を頂きましたが、今回の特例試験は、現に特定二輪車を運転している方の事情にかんがみ、特別に実施するものです。

特定二輪車は、上記1のとおり、実車による確認においても、その運転に係る走行の特性が二輪の自動車の運転に係る走行の特性と大きく異なるものではないことを確認したことから、今回の改正で、その運転に二輪免許を要することとしたものであり、技能試験についても、二輪の自動車の運転に必要な技能について試験を行うことが道路交通の安全の確保のために必要と考えています。

特例試験にかかる手数料については、二輪免許の技能試験を行う以上、これに必要な費用を手数料として徴収することとなることを御理解ください。

4 二人乗りに関する規制について

この観点からは、

二人乗りがすぐに認められないことは仕方がない。

との御意見があった一方で、改正に反対する立場から次のような御意見がありました。

二人乗りの規制については、改正の対象となる三輪の自動車を所有している者には及ぼすべきではない。

二人乗りの規制については、普通自動車対応免許の取得時から運転経験の年数を起算すべきである。

二人乗りの規制については、改正の対象となる三輪の自動車の購入日からの運転経験を考慮すべきである。

二輪の自動車を二人乗りで安全に運転するためには、二輪の自動車の運転特性や操作技術に習熟する必要があり、運転経験が大きな要素を占めていることから、運転者や同乗者の安全確保のため、二輪の自動車の運転経験が1年（高速自動車国道等は3年）以下の場合には、二人乗りが禁止されています。

特定二輪車についても、施行後は、二輪の自動車に区分され、この規定が適用されます。意見公募を実施した案においては、実際に特定二輪車を運転していた期間を二人乗りの運転経験の期間に算入することとじていませんでした。

二人乗りについて様々な御意見を頂きましたが、二人乗りを無条件で認めたり、普通自動車対応免許の取得時からの年数を運転経験とすることは、二輪の自動車の運転経験とは関係がなく、妥当でないと考えています。一方で、今回の改正により二輪の自動車とみなされる特定二輪車を現に運転していた期間については、運転経験に算入しても問題はないと考えられることから、別紙2のとおり、特定二輪車を運転していた期間を二人乗りの運転経験の期間に算入することとします。

5 ヘルメットに関する規制について

この観点からは、次のような御意見がありました。

ヘルメットの着用義務は、自分や他者の安全を勘案した場合、やむを得ないと考えるが、他の同じような車両の運転者についても、ヘルメットの着用義務を設けるべきである。

ヘルメットは、二輪の自動車の運転者又はその同乗者が、二輪の自動車が転倒し、又はこれから放り出された際、頭部の受傷を防ぐためのものであり、その着用が、道路交通法（昭和35年法律第105号）第71条の4第1項の規定により、二輪の自動車の運転者及び同乗者に義務付けられています。

こうしたヘルメットの着用義務に関する規定は、二輪の自動車の安全を確保するために設けられているものであることから、二輪の自動車に該当しない車両を運転する場合には適用されません。

6 その他について

その他には、次のような御意見がありました。

普通自動車対応免許で運転できることから三輪の自動車を購入したのであり、改正により運転するのに二輪免許の取得が必要となるならば、購入費用を国が補償すべきである。

三輪の自動車の高速道路の最高速度は時速80kmに制限されているが、この制限を時速100kmに引き上げて欲しい。

上記3においてお示したとおり、施行の際、現に特定二輪車を運転している方の事情を考慮し、特例試験を経ることにより、特定二輪車を引き続き運転することができることとしているところであり、既に購入された方に大きな負担を強いるものではないと考えています。

また、今回の改正により、特定二輪車は、二輪の自動車とみなされるため、高速自動車国道における最高速度としては時速100kmが適用されることとなります。

頂いた御意見等を踏まえた修正箇所について

1 施行日について（修正後の附則第1項）

施行日を平成21年6月1日から、平成21年9月1日とします。

修正後

1 この府令は、平成二十一年九月一日から施行する。

意見公募を実施した案

1 この府令は、平成二十一年六月一日から施行する。ただし、第二十条及び第二十四条第六項の改正規定は、公布の日から施行する。

2 特例試験の期間及び普通自動車対応免許を二輪免許をみなし、特定二輪車に限り運転できる期間について（修正後の附則第2項から第5項まで）

特定二輪免許の取得を可能とする特例試験の実施期間を施行日から起算して1年を経過する日までの間（意見公募を実施した案では、6月を経過する日までの間）とします。また、特定二輪免許を取得するまでの間は、普通自動車対応免許を二輪免許とみなして特定二輪車を運転することができます。

修正後

2 この府令の施行の際現に普通自動車対応免許（道路交通法（以下「法」という。）第七十一条の五第二項の普通自動車対応免許をいう。以下同じ。）を受けており、かつ、改正後の道路交通法施行規則（以下「新府令」という。）第二条の表備考の規定によって二輪の自動車とみなされることにより大型自動二輪車に区分されることとなる三輪の自動車（以下「特定大型自動二輪車」という。）の運転に従事している者（この府令の施行の日（以下「施行日」という。）前に特定大型自動二輪車の運転に従事していた者で、この府令の施行の際現に当該免許の効力を停止されているため特定大型自動二輪車の運転に従事することができないものを含む。以下同じ。）に係る当該免許については、施行日から起算して一年を経過する日（その日以前に大型自動二輪車免許（以下「大型二輪免許」という。）を受けた者（附則第六項の規定による大型二輪免許を受けた者を含む。）については、その免許を受けた日）までの間は、特定大型自動二輪車の運転に従事する場合に限り、大型二輪免許とみなす。

3 この府令の施行の際現に普通自動車対応免許を受けており、かつ、新府令第二条の表備考の規定によって二輪の自動車とみなされることにより普通自動二輪車に区分されることとなる三輪の自動車（以下「特定普通自動二輪車」という。）の運転に従事している者（施行日前に特定普通自動二輪車の運転に従事していた者で、この府令の施行の際現に当該免許の効力を停止されているため特定普通自動二輪車の運転に従事することができないものを含む。以下同じ。）に係る当該免許については、施行日から起算して一年を経過する日（その日以前に大型二輪免許又は普通自動二輪車免許（以下「普通二輪免許」という。）を受けた者（附則第六項の規定による大型二輪免許又は普通二輪免許を受けた者を含む。）については、その免許を受けた日）までの間は、特定普通自動二輪車の運転に従事す

る場合に限り、普通二輪免許とみなす。

- 4 都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、この府令の施行の際現に普通自動車対応免許を受けており、かつ、特定大型自動二輪車の運転に従事している者に対しては、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、新府令第二十四条第六項の規定にかかわらず、法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う運転免許試験（次項において「技能試験」という。）において特定大型自動二輪車を使用して大型二輪免許の運転免許試験を行うことができる。この場合においては、新府令第二十四条第一項の規定にかかわらず、直線狭路コース及び波状路コースの走行の項目を行わないものとする。
- 5 公安委員会は、この府令の施行の際現に普通自動車対応免許を受けており、かつ、特定普通自動二輪車の運転に従事している者に対しては、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、新府令第二十四条第六項の規定にかかわらず、技能試験において特定普通自動二輪車を使用して普通二輪免許の運転免許試験を行うことができる。この場合においては、同条第一項の規定にかかわらず、直線狭路コースの走行の項目を行わないものとする。

意見公募を実施した案

- 2 この府令の施行の際現に普通自動車対応免許（道路交通法（以下「法」という。）第七十一条の五第二項の普通自動車対応免許をいう。以下同じ。）を受けており、かつ、改正後の道路交通法施行規則（以下「新府令」という。）第二条の表備考の規定によって二輪の自動車とみなされることにより大型自動二輪車に区分されることとなる三輪の自動車（以下「特定大型自動二輪車」という。）の運転に従事している者（この府令の施行の日（以下「施行日」という。）前に特定大型自動二輪車の運転に従事していた者で、この府令の施行の際現に当該免許の効力を停止されているため特定大型自動二輪車の運転に従事することができないものを含む。以下同じ。）に係る当該免許については、施行日から起算して六月を経過する日（その日以前に大型自動二輪車免許（以下「大型二輪免許」という。）を受けた者（附則第六項の規定による大型二輪免許を受けた者を含む。）については、その免許を受けた日）までの間は、特定大型自動二輪車の運転に従事する場合に限り、大型二輪免許とみなす。
- 3 この府令の施行の際現に普通自動車対応免許を受けており、かつ、新府令第二条の表備考の規定によって二輪の自動車とみなされることにより普通自動二輪車に区分されることとなる三輪の自動車（以下「特定普通自動二輪車」という。）の運転に従事している者（施行日前に特定普通自動二輪車の運転に従事していた者で、この府令の施行の際現に当該免許の効力を停止されているため特定普通自動二輪車の運転に従事することができないものを含む。以下同じ。）に係る当該免許については、施行日から起算して六月を経過する日（その日以前に大型二輪免許又は普通自動二輪車免許（以下「普通二輪免許」という。）を受けた者（附則第六項の規定による大型二輪免許又は普通二輪免許を受けた者を含む。）については、その免許を受けた日）までの間は、特定普通自動二輪車の運転に従事する場合に限り、普通二輪免許とみなす。
- 4 都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、この府令の施行の際

現に普通自動車対応免許を受けており、かつ、特定大型自動二輪車の運転に従事している者に対しては、施行日から起算して六月を経過する日までの間は、新府令第二十四条第六項の規定にかかわらず、法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う運転免許試験（以下「技能試験」という。）において特定大型自動二輪車を使用して大型二輪免許の運転免許試験を行うことができる。この場合においては、新府令第二十四条第一項の規定にかかわらず、直線狭路コース及び波状路コースの走行の項目を行わないものとする。

5 公安委員会は、この府令の施行の際現に普通自動車対応免許を受けており、かつ、特定普通自動二輪車の運転に従事している者に対しては、施行日から起算して六月を経過する日までの間は、新府令第二十四条第六項の規定にかかわらず、技能試験において特定普通自動二輪車を使用して普通二輪免許の運転免許試験を行うことができる。この場合においては、同条第一項の規定にかかわらず、直線狭路コースの走行の項目を行わないものとする。

3 二人乗りの規制について（修正後の附則第9項から第11項まで）

(1) 施行後、二輪免許（特定二輪免許を含む。）を取得するまでの間の二人乗りについて

附則第2項又は第3項の規定により普通自動車対応免許が二輪免許とみなされている者については、二輪免許を取得するまでの間、二人乗りができます。

(2) 二輪免許（特定二輪免許を含む。）を取得した後の二人乗りについて

運転従事期間を証明する書類を住所地を管轄する都道府県公安委員会に提示し、運転従事期間の確認を受けることにより、次の者について、特定二輪車の運転従事期間を二輪免許を受けていた期間とみなして、二人乗りの条件に関する期間を計算します。

ア 特定二輪免許を取得した者

イ 施行日から1年6月以内に二輪免許を取得した者（アに該当する者を除きます。）

現在受けている二輪免許を受けた日前6月以内に二輪免許を受けていたことがある者については、当該受けていたことがある二輪免許を受けていた期間についても二人乗りの運転経験に算入することとされています。特定二輪車については、施行日から1年間は、二輪免許を取得しなくとも特定二輪車を運転することが可能となっていることから、施行日から1年を経過した後、6月以内に二輪免許を取得した者については、特定二輪車の運転従事期間の算入を認めるものです。

ウ 施行日前に二輪免許を取得した者

修正後（新設）

9 附則第二項又は第三項の規定により大型二輪免許又は普通二輪免許とみなされる普通自動車対応免許を受けている者は、法第七十一条の四第三項から第六項までの規定にかかわらず、運転者以外の者を乗車させて特定大型自動二輪車又は特定普通自動二輪車を運転することができる。

10 次の各号に掲げる者で、当該各号に規定する大型二輪免許又は普通二輪免許を受けた日前に特定大型自動二輪車又は特定普通自動二輪車の運転に従事していた期間（免許の効力が停止されていたためこれらの自動車の運転に従事することが

できなかつた期間を含む。以下「運転従事期間」という。)についてその者の住
所地を管轄する公安委員会の確認を受けたものについては、それぞれ運転に従事
していた自動車の種類に応じ、当該運転従事期間(大型二輪免許又は普通二輪免
許を受けていた期間を除く。)において大型二輪免許又は普通二輪免許を受けて
いた者とみなして、法第七十一条の四第三項から第六項まで及び道路交通法施行
令(昭和三十五年政令第二百七十号。附則第十二項において「令」という。)第
二十六条の三の三の規定を適用する。

一 附則第六項の規定による大型二輪免許又は普通二輪免許を受けた者

二 施行日から一年六月以内に大型二輪免許又は普通二輪免許(附則第六項の規
定による大型二輪免許及び普通二輪免許を除く。)を受けた者で、これらの免
許を受けた日前六月以内に附則第二項又は第三項の規定により大型二輪免許又
は普通二輪免許とみなされる普通自動車対応免許を受けていたもの

三 特定大型自動二輪車又は特定普通自動二輪車の運転に従事していた者で、施
行日前に大型二輪免許又は普通二輪免許を受けたもの

11 前項の確認を受けようとする者は、運転従事期間を証明する書類を当該公安委
員会に提示しなければならない。